

美濃加茂市議会
第1回臨時会議案

令和2年4月17日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度美濃加茂市一般会計補正予算（第9号））	1
承第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について）	3 0
承第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	6 8
承第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）	7 4
承第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について）	8 2
議第 4 7 号	令和 2 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 1 号）	8 7
議第 4 8 号	財産の取得について（保育園用地）	1 1 2
議第 4 9 号	（仮称）美濃加茂市立新古井保育園整備事業設計・建設等の請負契約の締結について	1 1 3
議第 5 0 号	美濃加茂市固定資産評価員の選任について	1 1 4

承第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年3月27日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月17日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

令和元年度美濃加茂市一般会計補正予算（第9号）

令和元年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,953千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,839,407千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,621,625	△46,765	2,574,860
	2 国庫補助金	453,174	△46,765	406,409
17 財産収入		118,964	17,953	136,917
	1 財産運用収入	108,214	17,953	126,167
20 繰越金		1,227,553	△4,635	1,222,918
	1 繰越金	1,227,553	△4,635	1,222,918
22 市債		1,167,600	51,400	1,219,000
	1 市債	1,167,600	51,400	1,219,000
歳入合計		21,821,454	17,953	21,839,407

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,633,239	16,839	3,650,078
	1 総務管理費	3,096,217	16,839	3,113,056
3 民生費		7,963,940	1,078	7,965,018
	1 社会福祉費	4,025,527	1,078	4,026,605
5 農林業費		685,718	36	685,754
	1 農業費	461,271	36	461,307
歳 出 合 計		21,821,454	17,953	21,839,407

第2表

繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	プレミアム付商品券発行事業	千円 17,030
4 衛生費	2 清掃費	ごみ収集事業	2,214
6 商工費	1 商工費	中小企業支援事業	2,400

(変更)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
5 農林業費	1 農業費	農業用施設事業	千円 6,270	農業用施設事業	千円 12,210
7 土木費	2 道路橋りょう費	一般道路改修事業	45,000	一般道路改修事業	92,070

第3表

地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
急傾斜地崩壊 対策事業	千円 5,700	証書借入	年1.8%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入 れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金 について、利率の見直し を行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金について は、その融資条件に より、銀行その他の 場合にはその借入 先と協定するもの による。ただし、市財 政の都合により繰上 償還又は低利に借 換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
GIGAスクール 構想推進事業	千円 111,000	証書借入	年1.8%以 内(ただし、 利率見直し 方式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後に おいては、当 該見直し後 の利率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場 合にはその 借入先と 協定するも のによる。た だし、市財政 の都合により 繰上償還又 は低利に借 換えするこ とができる。	千円 156,700	変更なし	変更なし	変更なし

予算説明書

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	2,621,625	△46,765	2,574,860
	2	国庫補助金	453,174	△46,765	406,409
	7	教育費国庫補助金	124,181	△46,765	77,416

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 教育総務費 補助金	△46,765	1 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金

(款) 17 財産収入
(項) 1 財産運用収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
17		財産収入	118,964	17,953	136,917
	1	財産運用収入	108,214	17,953	126,167
	3	基金運用収入	77,986	17,953	95,939

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 基金利子	17,953	1 財政調整基金利子	11,788
		2 減債基金利子	1,114
		3 国際交流基金利子	58
		4 ふるさと納税基金利子	1,574
		5 福祉基金利子	1,046
		6 ふるさと水基金利子	36
		7 庁舎建設基金利子	2,305
		8 人に優しいまちづくり基金利子	32

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	1,227,553	△4,635	1,222,918
	1	繰越金	1,227,553	△4,635	1,222,918
		1 繰越金	1,227,553	△4,635	1,222,918

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	△4,635	1 前年度繰越金

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
22		市 債	1,167,600	51,400	1,219,000
	1	市 債	1,167,600	51,400	1,219,000
	3	土 木 債	84,700	5,700	90,400
	5	教 育 債	301,900	45,700	347,600

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 河 川 債	5,700	1 急傾斜地崩壊対策事業
5 教育総務債	45,700	1 G I G Aスクール構想推進事業

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総 務 費	3,633,239	16,839	3,650,078	16,839	
	1	総務管理費	3,096,217	16,839	3,113,056	16,839	
		3 財政管理費	547,154	12,902	560,056	財産収入 12,902	
		6 企 画 費	1,280,511	3,879	1,284,390	財産収入 3,879	
		7 市民まちづくり推進費	75,147	58	75,205	財産収入 58	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明		備考	
区分	金額				
25 積立金	12,902	財政調整基金積立金 減債基金積立金	11,788 1,114	財政管理事業	12,902
25 積立金	3,879	ふるさと納税基金積立金 庁舎建設基金積立金	1,574 2,305	ふるさと納税推進事業 新庁舎整備事業	1,574 2,305
25 積立金	58	国際交流基金積立金		国際交流事業	58

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	7,963,940	1,078	7,965,018	1,078	
	1	社会福祉費	4,025,527	1,078	4,026,605	1,078	
		1 社会福祉総務費	779,614	1,078	780,692	財産収入 1,078	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
25 積立金	1,078	福祉基金積立金 1,046 人に優しいまちづくり基金積立金 32	市民福祉事務費 1,078

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5		農林業費	685,718	36	685,754	36	
	1	農業費	461,271	36	461,307	36	
		6	農地費	296,599	36	296,635	財産収入 36

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
25 積 立 金	36	ふるさと水基金積立金	農業用施設事業 36

(款) 7 土木費
(項) 3 河川費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
7		土木費	2,064,368	0	2,064,368	5,700	△5,700
	3	河川費	71,618	0	71,618	5,700	△5,700
		1 河川総務費	71,618	0	71,618	市債 5,700	△5,700

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9		教育費	2,641,288	0	2,641,288	△1,065	1,065
	1	教育総務費	682,059	0	682,059	△1,065	1,065
		2 事務局費	636,379	0	636,379	国庫支出金 △46,765 市債 45,700	1,065

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	6,044,656	5,700,511	809,200	796,228	5,713,483
(1) 総務	158,046	151,192	40,400	24,102	167,490
(2) 民生	34,625	13,818		6,967	6,851
(3) 衛生					
(4) 農林	290,641	230,494		67,783	162,711
(5) 商工	14,328	12,241	42,800	2,117	52,924
(6) 土木	2,704,417	2,435,184	194,400	409,023	2,220,561
(7) 消防	129,990	137,055	67,800	20,874	183,981
(8) 教育	2,712,609	2,720,527	463,800	265,362	2,918,965
2 災害復旧債		11,200			11,200
(1) 補助災害		9,300			9,300
(2) 単独災害		1,900			1,900
3 その他	7,869,864	7,884,292	630,000	773,527	7,740,765
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	261,720	203,332		45,933	157,399
(3) 財源対策債等	298,643	216,925		72,769	144,156
(4) 臨時財政対策債	7,309,501	7,464,035	630,000	654,825	7,439,210
合 計	13,914,520	13,596,003	1,439,200	1,569,755	13,465,448

承第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月17日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例

（美濃加茂市税条例の一部改正）

第1条 美濃加茂市税条例（昭和29年美濃加茂市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経過すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して市長に提出しなければな</p>	<p>（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経過すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して市長に提出しなければな</p>

らない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の
扶養親族申告書)

第28条の3の3 所得税法第203条の6
第1項の規定により同項に規定する申告書
を提出しなければならない者又は法の施行
地において同項に規定する公的年金等(所得
税法第203条の7の規定の適用を受ける
ものを除く。以下この項において「公的年金
等」という。)の支払を受ける者であつて、
扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有
する者(以下この条において「公的年金等受
給者」という。)で市内に住所を有するもの
は、当該申請書の提出の際に經由すべき所得
税法第203条の6第1項に規定する公的
年金等の支払者(以下この条において「公的
年金等支払者」という。)から毎年最初に公
的年金等の支払を受ける日の前日までに、施
行規則で定めるところにより、次に掲げる事
項を記載した申告書を、当該公的年金等支払
者を經由して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第32条の6 (略)

らない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該
当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の
扶養親族等申告書)

第28条の3の3 所得税法第203条の6
第1項の規定により同項に規定する申告書
を提出しなければならない者又は法の施行
地において同項に規定する公的年金等(所得
税法第203条の7の規定の適用を受ける
ものを除く。以下この項において「公的年金
等」という。)の支払を受ける者であつて、
扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有
する者若しくは単身児童扶養者である者(以
下この条において「公的年金等受給者」とい
う。)で市内に住所を有するものは、当該申
請書の提出の際に經由すべき所得税法第2
03条の6第1項に規定する公的年金等の
支払者(以下この条において「公的年金等支
払者」という。)から毎年最初に公的年金等
の支払を受ける日の前日までに、施行規則で
定めるところにより、次に掲げる事項を記載
した申告書を、当該公的年金等支払者を經由
して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養
者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第32条の6 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 （略）

（固定資産税の納税義務者等）

第36条 （略）

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有しているものをいう。

3 （略）

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合に

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～17 （略）

（固定資産税の納税義務者等）

第36条 （略）

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有しているものをいう。

3 （略）

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合に

は、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用

においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において

地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分のある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分のある日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を

「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分のある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分のある日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地

使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に関し、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で地方税法施行令第49条の3に規定するものを除く。）をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（固定資産税の課税標準）

第40条の2 （略）

2～8 （略）

9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第55条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にか

等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に関し、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で地方税法施行令第49条の2に規定するものを除く。）をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（固定資産税の課税標準）

第40条の2 （略）

2～8 （略）

9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第55条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にか

かわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

（法第349条の3第27項等の条例で定める割合）

第40条の3 法第349条の3第27項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

（現所有者の申告）

第55条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知つた日の翌日から3月を経過した日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課

かわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第40条の3 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第56条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第55条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

2・3 (略)

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第65条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業に用に供するもので、救急用のもののほか、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの

(2) 血液事業の用に供するもの

(3) 救護資材の運搬の用に供するもの

(4) 前3号に掲げるものに類するもの

(たばこ税の課税免除)

第78条 卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第56条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第55条又は法第383条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

2・3 (略)

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第65条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業に用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(たばこ税の課税免除)

第78条 卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。

号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第80条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計額(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第78条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第78条第3項に規定する

2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第80条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計額(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第78条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第78条第2項に規定する

書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第118条 (略)

2～5 (略)

6 第36条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第118条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条の2 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第3条の3 (略)

書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第118条 (略)

2～5 (略)

6 第36条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第118条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条の2 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第3条の3 (略)

第3条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条

第6条の2 (略)

- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 3 法附則第15条第2項第6号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条

例で定める割合は、2分の1とする。

1.2 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

1.3 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

1.4 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

1.5 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

1.6 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、零とする。

1.7 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

1.8 (略)

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 (略)

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第40条の2の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1

例で定める割合は、2分の1とする。

1.3 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

1.4 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

1.5 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

1.6 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

1.7 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、零とする。

1.8 (略)

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 (略)

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第40条の2の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の

項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の2の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整

2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であつて、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の2の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整

固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固

固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固

定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

- 第10条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条

固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

- 第10条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条

から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第12条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号及び第131条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額

から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第12条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号及び第131条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて

とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3・4 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第12条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第12条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第64条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第13条 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号

得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3・4 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第12条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第12条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第64条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第13条 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成2年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号

に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車 が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車 が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車 が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車 が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和5年度

までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

第17条の2 昭和63年度から平成32年

度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

<p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第23条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第36条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合であっても同じ。)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第55条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第24条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第24条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第23条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第36条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合であっても同じ。)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第55条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第24条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第24条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>
---	---

(美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例(平成31年美濃加茂市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第34条の2の規定により課する</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第34条の2の規定により課する</p>

所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

2 (略)

附 則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第13条 (略)

2～4 (略)

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則(平成31年条例第16号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中美濃加茂市税条例第26条の8の改正並びに同条例附則第3条の4、第

所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

2 (略)

附 則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第13条 (略)

2～4 (略)

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則(平成31年条例第16号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中美濃加茂市税条例第26条の8の改正並びに同条例附則第3条の4、第

5条及び第5条の2の改正並びに次条第2項から第4項までの規定 令和元年6月1日

(2) 第2条(次号に掲げる改正を除く。)及び附則第7条の規定 令和元年10月1日

(3) 第2条中美濃加茂市税条例第28条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正並びに第28条の3の2、第28条の3の3及び第28条の4第1項の改正並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日

(4) 削除

(5) 第3条及び附則第8条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の美濃加茂市税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正後の条例第26条の8並びに附則第3条の4及び第5条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第26条の8第1項及び附則第5条の2の規定の適用については、令和

5条及び第5条の2の改正並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日

(2) 第2条(次号に掲げる改正を除く。)及び附則第7条の規定 平成31年10月1日

(3) 第2条中美濃加茂市税条例第28条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正並びに第28条の3の2、第28条の3の3及び第28条の4第1項の改正並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日

(4) 第3条中美濃加茂市税条例第17条の改正及び附則第4条の規定 平成33年1月1日

(5) 第3条(前号に掲げる改正を除く。)及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の美濃加茂市税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正後の条例第26条の8並びに附則第3条の4及び第5条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第26条の8第1項及び附則第5条の2の規定の適用については、平成

2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条の8第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）
附則第5条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	（略）

4 （略）

第3条 附則第1条第3号に掲げる改正及び規定による改正後の美濃加茂市税条例（次項及び第3項において「2年改正条例」という。）第28条の2第7項の規定は、同号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年改正条例第28条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に支払いを受けるべき28条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年改正条例第28条の3の3第1項の

32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条の8第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）
附則第5条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	（略）

4 （略）

第3条 附則第1条第3号に掲げる改正及び規定による改正後の美濃加茂市税条例（次項及び第3項において「32年改正条例」という。）第28条の2第7項の規定は、同号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32年改正条例第28条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に支払いを受けるべき28条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年改正条例第28条の3の3第1項の

規定は、附則第1条第3号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に支払いを受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後のところ所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年改正条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について敵用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 改正後の条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例（次項において「元年10月改正条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月改正条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定によ

の規定は、附則第1条第3号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に支払いを受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後のところ所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年改正条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について敵用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 改正後の条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例（次項において「31年10月改正条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月改正条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定によ

<p>る改正後の美濃加茂市税条例の規定は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和2年度</u>分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>	<p>る改正後の美濃加茂市税条例の規定は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成32年度</u>分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>
--	--

第3条 美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例（平成27年美濃加茂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡又は同条第2項に規定する売渡若しくは消費等が行われる紙巻きたばこ3救貧に係る市たばこ税の税率は、美濃加茂市税条例第77条の規定に関わらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)・(2) （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>平成30年4月1日から令和元年9月30日まで</u> 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 （略）</p> <p>13 <u>令和元年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡または同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡又は同条第2項に規定する売渡若しくは消費等が行われる紙巻きたばこ3救貧に係る市たばこ税の税率は、美濃加茂市税条例第77条の規定に関わらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)・(2) （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>平成30年4月1日から平成31年9月30日まで</u> 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 （略）</p> <p>13 <u>平成31年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡または同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が</p>

卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 1, 6 9 2 円とする。

1 4 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	(略)	
	(略)	令和元年 1 0 月 3 1 日
第 6 項	(略)	令和 2 年 3 月 3 1 日
(略)		

が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 1, 6 9 2 円とする。

1 4 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	(略)	
	(略)	平成 3 1 年 1 0 月 3 1 日
第 6 項	(略)	平成 3 2 年 3 月 3 1 日
(略)		

第 4 条 美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 9 年美濃加茂市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第 2 条及び第 4 条の規定による美濃加茂市税条例の改正規定 <u>令和元年 1 0 月</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第 2 条及び第 4 条の規定による美濃加茂市税条例の改正規定 <u>平成 3 1 年 1 0</u></p>

<p style="text-align: center;"><u>1日</u></p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 改正後の条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分及び第3条の規定による改正後の美濃加茂市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度</u>分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;"><u>月1日</u></p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 改正後の条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分及び第3条の規定による改正後の美濃加茂市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度</u>分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>
--	---

第5条 美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例（平成29年美濃加茂市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第2条中美濃加茂市税条例の一部を改正する条例（平成26年美濃加茂市条例第21号）の改正 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前条第2号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第2条中美濃加茂市税条例の一部を改正する条例（平成26年美濃加茂市条例第21号）の改正 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前条第2号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p>

第6条 美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例（平成30年美濃加茂市条例第

19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第2条中美濃加茂市税条例第76条第3項の改正 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中美濃加茂市税条例第16条第1項及び第3項並びに第32条の6第1項の改正並びに同条に8項を加える改正並びに次条第4項の規定 <u>令和2年4月1日</u></p> <p>(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中美濃加茂市税条例第17条第1項第2号、同条第2項、第26条の3及び第26条の7の改正並びに同条例附則第4条の2の改正並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p>(9) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u></p> <p style="text-align: center;">(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度以降</u>の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第2条中美濃加茂市税条例第76条第3項の改正 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中美濃加茂市税条例第16条第1項及び第3項並びに第32条の6第1項の改正並びに同条に8項を加える改正並びに次条第4項の規定 <u>平成32年4月1日</u></p> <p>(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中美濃加茂市税条例第17条第1項第2号、同条第2項、第26条の3及び第26条の7の改正並びに同条例附則第4条の2の改正並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p>(9) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u></p> <p style="text-align: center;">(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度以降</u>の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3～4 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第12条第3号の項中「第65条の6第1項の申告書、第80条第1項」とあるのは、「第80条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3～4 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第12条第3号の項中「第65条の6第1項の申告書、第80条第1項」とあるのは、「第80条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこ

本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を令和2年1月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の美濃加茂市税条例（以下この項及び次項において「令和2年改正条例」という。）第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる令和2年改正条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 令和2年改正条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これら

の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年1月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の美濃加茂市税条例（以下この項及び次項において「平成32年改正条例」という。）第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる平成32年改正条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 平成32年改正条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これら

の規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出

らの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出

しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の美濃加茂市税条例（以下この項及び次項において「令和3年改正条例」という。）第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる令和3年改正条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 令和3年改正条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載

出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の美濃加茂市税条例（以下この項及び次項において「平成33年改正条例」という。）第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる平成33年改正条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 平成33年改正条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記

した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第7条 美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例（平成31年美濃加茂市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中美濃加茂市税条例第26条の8の改正並びに同条例附則第3条の4、第5条及び第5条の2の改正並びに次条第2項から第4項までの規定 <u>令和元年6月1日</u></p> <p>(2) 第2条（次号に掲げる改正を除く。）及び附則第7条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(3) 第2条中美濃加茂市税条例第28条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正並びに第28条の3の2、第28条の3の3及び第28条の4第1項の改正並びに附則第3条の規定 <u>令和2年1月1日</u></p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の美濃加茂市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中美濃加茂市税条例第26条の8の改正並びに同条例附則第3条の4、第5条及び第5条の2の改正並びに次条第2項から第4項までの規定 <u>平成31年6月1日</u></p> <p>(2) 第2条（次号に掲げる改正を除く。）及び附則第7条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(3) 第2条中美濃加茂市税条例第28条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正並びに第28条の3の2、第28条の3の3及び第28条の4第1項の改正並びに附則第3条の規定 <u>平成32年1月1日</u></p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の美濃加茂市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

2 改正後の条例第26条の8並びに附則第3条の4及び第5条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第26条の8第1項及び附則第5条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条の8第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）
附則第5条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）
	(略)	

4 (略)

第3条 附則第1条第3号に掲げる改正及び規定による改正後の美濃加茂市税条例（次項及び第3項において「2年改正条例」という。）第28条の2第7項の規定は、同号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年改正条例第28条の3の2第1項

2 改正後の条例第26条の8並びに附則第3条の4及び第5条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第26条の8第1項及び附則第5条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条の8第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）
附則第5条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）
	(略)	

4 (略)

第3条 附則第1条第3号に掲げる改正及び規定による改正後の美濃加茂市税条例（次項及び第3項において「32年改正条例」という。）第28条の2第7項の規定は、同号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32年改正条例第28条の3の2第1項

(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第3号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に支払を受けるべき美濃加茂市税条例第28条の2第1項に規定する給与について提出する2年改正条例第28条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年改正条例第28条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する32年改正条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 改正後の条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例(次項において「元年」

(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第3号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に支払を受けるべき美濃加茂市税条例第28条の2第1項に規定する給与について提出する32年改正条例第28条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年改正条例第28条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する32年改正条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 改正後の条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例(次項において「31年」

<p>0月改正条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 元年10月改正条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p>	<p>10月改正条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 31年10月改正条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の美濃加茂市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正後の条例第28条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 改正後の条例第28条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する改正後の条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 改正後の条例第36条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第36条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 改正後の条例第55条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者

であることを知った者について適用する。

- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月17日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例

美濃加茂市都市計画税条例（昭和32年美濃加茂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(納税義務者等) 第2条 (略) 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（ <u>法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u> ）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。	(納税義務者等) 第2条 (略) 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（ <u>法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u> ）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3・4 (略)

附 則

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

- 2 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

(法附則第15条第39項の条例で定める割合)

- 3 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 6 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

3・4 (略)

附 則

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

- 2 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

(法附則第15条第45項の条例で定める割合)

- 3 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 6 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とす

7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度

る。

7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度まで

分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 11 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該

の各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 11 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額

農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

(読替規定)

12 (略)

13 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

(読替規定)

12 (略)

13 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の美濃加茂市都市計画税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の都

市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第●号）の施行の日の前日までの間における改正後の条例附則第13項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

承第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月17日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年美濃加茂市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は、救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和36年法律第	(目的) 第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は、救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和36年法律第

223号 第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。

（損害補償を受ける権利）

第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項（同法第36条これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは同法第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により、救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、

233号 第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。

（損害補償を受ける権利）

第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項（同法第36条これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により、救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若し

若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従

くは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従

事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、8,900円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については333円を1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者が不在の場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族が不在の場合には、そのうち1人については300円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1)～(4) (略)

- 4 (略)

附 則

(障害補償年金前払一時金)

事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、8,800円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発症が確定した日若しくは診断により疾病の発症が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については333円を1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者が不在の場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族が不在の場合には、そのうち1人については300円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1)～(4) (略)

- 4 (略)

附 則

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 (略)

2～4 (略)

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) (略)

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該

第3条の4 (略)

2～4 (略)

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) (略)

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前

終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条 (略)

2～6 (略)

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))が第1項の申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) (略)

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期日以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これ

項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条 (略)

2～6 (略)

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))が第1項の申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) (略)

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期日以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これ

あるときは、これを切り捨てた年数) を乗じて得た数に 1 を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して 1 年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して 1 年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に 1 を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第 16 条、第 16 条の 2 又は第 22 条の規定の適用については、第 16 条第 2 号及び第 16 条の 2 第 1 項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、第 22 条第 1 項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第 3 項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」とする。

別表(第 5 条関係)

を切り捨てた年数) を乗じて得た数に 1 を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して 1 年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して 1 年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に 1 を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第 16 条、第 16 条の 2 又は第 22 条の規定の適用については、第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 1 項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、第 22 条第 1 項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第 3 項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」とする。

別表(第 5 条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副 団長	12,440円	13,320円	(略)
分団長及び 副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及 び団員	8,900円	9,790円	10,670円

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 一の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副 団長	12,400円	13,300円	(略)
分団長及び 副分団長	10,600円	11,500円	12,400円
部長、班長及 び団員	8,800円	9,700円	10,600円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

承第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年3月31日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月17日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

美濃加茂市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

（美濃加茂市国民健康保険条例の一部改正）

第1条 美濃加茂市都市国民健康保険条例（平成12年美濃加茂市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 この市が行う国民健康保険（第1条）	第1章 この市が行う国民健康保険（第1条）
第2章 美濃加茂市国民健康保険運営協議会（第1条の2—第3条）	第2章 美濃加茂市国民健康保険運営協議会（第1条の2—第3条）
第3章 保険給付（第4条— <u>第6条の4</u> ）	第3章 保険給付（第4条— <u>第6条</u> ）
第4章 保健事業（第7条・第8条）	第4章 保健事業（第7条・第8条）
第5章 保険料（第9条—第39条）	第5章 保険料（第9条—第39条）
第6章 罰則（第40条—第43条）	第6章 罰則（第40条—第43条）
附則 (葬祭費)	附則 (葬祭費)

第6条 (略)

(新型コロナウイルス感染症に感染した被
保険者等に係る傷病手当金)

第6条の2 給与等(所得税法(昭和40年法
律第33号)第28条第1項に規定する給与
等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法
律第70号)第3条第6項に規定する賞与を
いう。)を除く。以下同じ)の支払いを受け
ている被保険者が療養のため労務に服する
ことができないとき(新型インフルエンザ等
対策特別措置法(平成24年法律第31号)
附則第1条の2に規定する新型コロナウイ
ルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症
状があり当該感染症の感染が疑われるとき
に限る。)は、その労務に服することができ
なくなった日から起算して3日を経過した
日から労務に服することができない期間の
うち労務に就くことを予定していた日につ
いて、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき傷病手当金
の支給を始める日の属する月以前の直近の
継続した3月間の給与等の収入の額の合計
額を就労日数で除した金額(その額に、5円
未満の端数があるときは、これを切り捨て、
5円以上10円未満の端数があるときは、こ
れを10円に切り上げるものとする。)の3
分の2に相当する金額(その金額に、50銭
未満の端数があるときは、これを切り捨て、
50銭以上1円未満の端数があるときは、こ
れを1円に切り上げるものとする。)とする。
ただし、健康保険法第40条第1項に規定す
る標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬
月額の30分の1に相当する金額の3分の
2に相当する金額を超えるときは、その金額
とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始め

第6条 (略)

た日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第6条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第6条の4 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成31年美濃加茂市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
1 (略)	1 (略)

2 この条例による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定は、 <u>令和元年度</u> 以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。	2 この条例による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定は、 <u>平成31年度</u> 以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。
--	---

(美濃加茂市国民健康保険条例及び美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 美濃加茂市国民健康保険条例及び美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例（令和元年美濃加茂市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、<u>令和元年度</u>分までの保険料については、なお従前の例による。</p> <p>3 第2条の規定による改正後の美濃加茂市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、<u>令和元年度</u>分までの保険料については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、<u>平成31年度</u>分までの保険料については、なお従前の例による。</p> <p>3 第2条の規定による改正後の美濃加茂市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、<u>平成31年度</u>分までの保険料については、なお従前の例による。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の第6条の2から第6条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議第 4 7 号

令和 2 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 2, 7 4 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3, 2 4 2, 7 4 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 4 月 1 7 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,188,729	9,000	3,197,729
	2 国庫補助金	888,364	9,000	897,364
20 繰越金		550,000	44,443	594,443
	1 繰越金	550,000	44,443	594,443
21 諸収入		725,898	101,200	827,098
	3 貸付金元利収入	204,000	100,000	304,000
	4 雑入	510,708	1,200	511,908
22 市債		3,103,100	8,100	3,111,200
	1 市債	3,103,100	8,100	3,111,200
歳入合計		23,080,000	162,743	23,242,743

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,737,306	1,200	2,738,506
	1 総務管理費	2,164,722	1,200	2,165,922
3 民生費		8,193,575	13,543	8,207,118
	2 児童福祉費	3,940,734	13,543	3,954,277
6 商工費		765,252	110,000	875,252
	1 商工費	765,252	110,000	875,252
9 教育費		3,209,444	38,000	3,247,444
	6 保健体育費	833,891	38,000	871,891
歳 出	合 計	23,080,000	162,743	23,242,743

第2表

地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
牧野ふれあい広場整備事業	千円 8,100	証書借入	年1.8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。

予算説明書

1 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	3,188,729	9,000	3,197,729
20 繰越金	550,000	44,443	594,443
21 諸収入	725,898	101,200	827,098
22 市債	3,103,100	8,100	3,111,200
歳入合計	23,080,000	162,743	23,242,743

(単位: 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一般財源
国庫支出金	県支出金	市債	その他	
			1,200	
				13,543
			100,000	10,000
9,000		8,100		20,900
9,000		8,100	101,200	44,443

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	3,188,729	9,000	3,197,729
	2	国庫補助金	888,364	9,000	897,364
	8	教育費国庫補助金	34,710	9,000	43,710

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 保健体育費 補助金	9,000	1 社会資本整備総合交付金（牧野ふれあい広場整備事業）

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	550,000	44,443	594,443
	1	繰越金	550,000	44,443	594,443
	1	繰越金	550,000	44,443	594,443

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	44,443	1 前年度繰越金

(款) 21 諸 収 入
(項) 3 貸付金元利収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
21		諸 収 入	725,898	101,200	827,098
	3	貸付金元利収入	204,000	100,000	304,000
	1	中小企業者貸付金元利収入	204,000	100,000	304,000
	4	雑 入	510,708	1,200	511,908
	5	雑 入	162,180	1,200	163,380

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 貸付金元利 収入	100,000	1 感染症対策緊急つなぎ資金貸付金
2 総務費雑入	1,200	1 コミュニティ助成金（一般コミュニティ助成事業）

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
22		市 債	3,103,100	8,100	3,111,200
	1	市 債	3,103,100	8,100	3,111,200
	6	教育債	988,400	8,100	996,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 保健体育債	8,100	1 牧野ふれあい広場整備事業

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総 務 費	2,737,306	1,200	2,738,506	1,200	
	1	総務管理費	2,164,722	1,200	2,165,922	1,200	
	12	諸 費	27,686	1,200	28,886	諸収入 1,200	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	1,200	一般コミュニティ助成金	自治会活動推進事業 1,200

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	8,193,575	13,543	8,207,118		13,543
	2	児童福祉費	3,940,734	13,543	3,954,277		13,543
	1	児童福祉総務費	113,411	13,543	126,954		13,543

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
11 役 務 費	38	郵便料	母子家庭等支援事業 13,543
13 使用料及び 賃借料	5	コピー機使用料	
19 扶 助 費	13,500	感染症対策ひとり親世帯特別給付金	

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		商工費	765,252	110,000	875,252	100,000	10,000
	1	商工費	765,252	110,000	875,252	100,000	10,000
	2	商工振興費	524,142	110,000	634,142	諸収入 100,000	10,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	10,000	感染症対策雇用維持促進補助金	中小企業支援事業 110,000
20 貸付金	100,000	感染症対策緊急つなぎ資金貸付金	

(款) 9 教育費
(項) 6 保健体育費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9		教育費	3,209,444	38,000	3,247,444	17,100	20,900
	6	保健体育費	833,891	38,000	871,891	17,100	20,900
		2 保健体育施設費	192,527	38,000	230,527	国庫支出金 9,000 市債 8,100	20,900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
12 委 託 料	38,000	文化財試掘調査 3,000 詳細設計 35,000	牧野ふれあい広場整備事業 38,000

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	5,700,511	5,539,883	2,481,200	814,131	7,206,952
(1) 総務	151,192	167,490	14,800	26,185	156,105
(2) 民生	13,818	6,851	165,400	6,852	165,399
(3) 衛生			217,300		217,300
(4) 農林	230,494	162,711		67,828	94,883
(5) 商工	12,241	52,924		2,148	50,776
(6) 土木	2,435,184	2,203,661	180,900	400,802	1,983,759
(7) 消防	137,055	183,981	906,300	24,780	1,065,501
(8) 教育	2,720,527	2,762,265	996,500	285,536	3,473,229
2 災害復旧債	11,200	11,200		1,244	9,956
(1) 補助災害	9,300	9,300		1,033	8,267
(2) 単独災害	1,900	1,900		211	1,689
3 その他	7,884,292	7,740,765	630,000	769,135	7,601,630
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	203,332	157,399		40,784	116,615
(3) 財源対策債等	216,925	144,156		58,552	85,604
(4) 臨時財政対策債	7,464,035	7,439,210	630,000	669,799	7,399,411
合 計	13,596,003	13,291,848	3,111,200	1,584,510	14,818,538

議第 4 8 号

財産の取得について

美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年美濃加茂市条例第 4 号）第 3 条の規定により、次の財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 4 月 1 7 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

- 1 取得する財産 不動産（土地）
- 2 土地の表示 美濃加茂市田島町二丁目字坂下 3 2 2 3 番 1
- 3 土地の面積 8, 3 8 5. 0 1 平方メートル
- 4 取得価格 金 2 4 3, 1 6 5, 2 9 0 円
- 5 契約の相手方 東海旅客鉄道株式会社
管財部長 早 川 直 樹

議第 4 9 号

(仮称) 美濃加茂市立新古井保育園整備事業設計・建設等の請負契約
の締結について

美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年美濃加茂市条例第 4 号）第 2 条の規定により、次のとおり請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 4 月 1 7 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

- 1 契約の目的 (仮称) 美濃加茂市立新古井保育園整備事業設計・建設等
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 金 1, 1 3 4, 9 7 1, 2 0 0 円
- 4 契約の相手方 (仮称) 新古井保育園整備共同事業体
代表企業 株式会社栗山組 美濃加茂本店
本店長 藤 田 信 久

議第50号

美濃加茂市固定資産評価員の選任について

美濃加茂市固定資産評価員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年4月17日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

住 所
氏 名 渡 辺 真 理 子
生年月日



Walkable City
Minokamo